

## 国税庁が令和3年分の路線価を発表

～令和3年分路線価の動向と路線価の使い方を解説～

### <この記事のポイント>

- 国税庁は7月1日、令和3(2021)年分の路線価を発表しました。全国平均では対前年比▲0.5%下落しました。新型コロナウイルスの影響で観光地や繁華街などがマイナスに転じ、6年ぶりに対前年を下回りました。各都道府県の最高路線価は、47地点のうち20地点で下落しました。上昇した地点でも、伸び率は全体的にかなり縮小傾向がみられます。
- 路線価は、相続税や贈与税の算定基準として使われています。路線価を使った土地の評価額の計算は、意外と簡単です。
- 土地の「時価」は、①実際の時価、②相続税評価額、③固定資産税評価額という3種類の「時価」が存在します。路線価で計算する評価額が相続税評価額です。実際の時価を100とすると、相続税評価額は80、固定資産税評価額は70を目処に評価されています。
- 実際の時価と相続税評価額の差に着目し、預金から不動産に資産を組み換えると相続税対策になります。ただし、デメリットもあるので、許容できるデメリットかどうか確認してうえで実行することが肝要です。

### 1. 令和3(2021)年分路線価の動向

2021年7月1日、国税庁より令和3(2021)年分の路線価が公表されました。全国平均(全国約32万地点の標準宅地对前年比平均)は▲0.5%下落しました。新型コロナウイルスの影響で観光地や繁華街などがマイナスに転じ、6年ぶりに前年を下回りました。

各都道府県の最高路線価地点(図表1)で見ると、47地点のうち20地点で対前年を下回りました。また、プラスを維持した地点も伸びが大幅に縮小しました。昨年は対前年を下回った地点が一つもなかったことを考えると、コロナ禍の影響が大きくあらわれています。

路線価の全国1位は、36年連続で東京都中央区銀座5丁目銀座中央通りの文具店「鳩居堂」前でしたが、対前年比▲7.0%と2012年以来9年ぶりに下落しました。

(図表1) 全国の最高路線価ランキング※

都道府県	最高路線価の所在地	最高路線価(千円)		対前年比(%)	
		2021年分	2020年分	2021年分	2020年分
1 東京都	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	42,720	45,920	▲7.0	0.7
2 大阪府	大阪市北区角田町 御堂筋	19,760	21,600	▲8.5	35.0
3 神奈川県	横浜市西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,080	15,600	3.1	34.5
4 愛知県	名古屋市中村区名駅1丁目 名駅通り	12,320	12,480	▲1.3	13.0
5 福岡県	福岡市中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	8,800	0.0	11.8
6 京都府	京都市下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,530	6,730	▲3.0	18.1
7 北海道	札幌市中央区北5条西3丁目 道道札幌停車場線通り	5,880	5,720	2.8	17.2
8 兵庫県	神戸市中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,200	5,760	▲9.7	17.6
9 埼玉県	さいたま市大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,260	4,260	0.0	15.1
10 宮城県	仙台市青葉区中央1丁目 青葉通り	3,300	3,180	3.8	9.7
11 広島県	広島市中区胡町 相生通り(南側)	3,180	3,290	▲3.3	7.9
12 熊本県	熊本市中央区手取本町 下通り	2,100	2,120	▲0.9	16.5
13 千葉県	船橋市本町1丁目 船橋駅前通り	2,080	2,060	1.0	13.2
14 岡山県	岡山市北区本町 市役所筋(東側)	1,480	1,480	0.0	8.0
15 沖縄県	那覇市久茂地3丁目 国際通り	1,430	1,450	▲1.4	40.8
16 静岡県	静岡市葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,160	1,210	▲4.1	0.8
17 石川県	金沢市堀川新町 金沢駅東広場通り	920	960	▲4.2	6.7
18 鹿児島県	鹿児島市東千石町 天文館電車通り	910	920	▲1.1	2.2
19 長崎県	長崎市浜町 浜市アーケード	760	760	0.0	1.3
20 奈良県	奈良市東向中町 大宮通り	700	800	▲12.5	21.2
21 愛媛県	松山市大街道2丁目 大街道商店街	660	660	0.0	1.5
22 大分県	大分市末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	530	520	1.9	6.1
23 富山県	富山市桜町1丁目 駅前広場通り	490	490	0.0	0.0
24 岐阜県	岐阜市吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	470	0.0	2.2
25 群馬県	高崎市八島町 市道高崎駅・連雀町線	460	460	0.0	9.5
26 新潟県	新潟市中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	440	450	▲2.2	2.3
27 和歌山県	和歌山市友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
28 香川県	高松市丸亀町 高松丸亀町商店街	360	360	0.0	5.9
29 福井県	福井市中央1丁目 福井駅西口広場通り	330	320	3.1	6.7
30 三重県	四日市市安島1丁目 ふれあいモール通り	320	320	0.0	3.2
31 滋賀県	草津市大路1丁目 JR草津駅東口広場	310	310	0.0	8.8
32 栃木県	宇都宮市宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	300	290	3.4	13.7
33 福島県	郡山市駅前1丁目 郡山駅前通り	300	300	0.0	1.7
34 徳島県	徳島市一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	310	▲4.8	3.3
35 茨城県	つくば市吾妻1丁目 つくば駅前広場線	285	280	1.8	3.7
36 長野県	長野市大字南長野 長野駅前通り	285	295	▲3.4	3.5
37 山梨県	甲府市丸の内1丁目 甲府駅前通り	265	275	▲3.6	1.9
38 岩手県	盛岡市因通2丁目 大通り	230	250	▲8.0	2.0
39 宮崎県	宮崎市橋通西3丁目 橋通り	230	230	0.0	0.0
40 高知県	高知市帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	215	▲2.3	2.4
41 山口県	下関市竹崎町四丁目 下関駅東口駅前広場	200	210	▲4.8	0.0
42 佐賀県	佐賀市駅前中央1丁目 駅前中央通り	200	195	2.6	5.4
43 山形県	山形市豊澄町1丁目 山形駅前大通り	170	170	0.0	0.0
44 青森県	青森市鞆町1丁目 新町通り	155	160	▲3.1	3.2
45 島根県	松江市朝日町 駅通り	140	140	0.0	3.7
46 秋田県	秋田市田通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	0.0
47 鳥取県	鳥取市栄町 若桜街道通り	105	105	0.0	0.0

※都道府県ごとの最高路線価 47 地点をランキングしたもの。

(出所) 国税庁公表資料より筆者作成

### 2. 路線価はどういう時に使うの？

ところで、毎年この時期に公表され話題となる路線価ですが、どういう時に使うものなのでしょうか。

路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示)のことで、主に市街地の土地を評価するために用います。相続税路線価ともよばれ、相続税や贈与税を算定する時に使います。

土地の相続税評価は、正確に計算しようとするとは難解なものです。しかし、大体の目安を知る目的であれば、少し調べるのは面倒ですが、計算は意外と簡単です。

まず用意するのは、固定資産税の納税通知書(図表2)です。毎年4月から6月頃に送られてくる書類です。この書類に土地の地積(面積)が載っています。まずはこの地積を確認します。(図表2)の地積は150㎡であるとわかります。

(図表2) 固定資産税の納税通知書～面積の確認

土地の所在	登記地目	登記地積 <sup>㎡</sup>	価格 <sup>円</sup>	固定前年度課標準額 <sup>円</sup>	都計前年度課標準額 <sup>円</sup>
	現況地目	現況地積 <sup>㎡</sup>	固定本則課税標準額 <sup>円</sup>	固定課税標準額 <sup>円</sup>	都計課税標準額 <sup>円</sup>
	非課税地目	非課税地積 <sup>㎡</sup>	都計本則課税標準額 <sup>円</sup>	固定資産税(相当)額 <sup>円</sup>	都市計画税(相当)額 <sup>円</sup>
〇〇〇町二丁目1番1	宅地	150.00	45,000,000	6,750,000	14,700,000
	宅地	150.00	7,500,000	6,750,000	14,700,000
			15,000,000	94,500	22,050

価格とは評価額のことです。共用土地の場合は、一筆全体の価格を表示しています。

固定課税標準額、都計課税標準額にそれぞれの税率を掛けます。

登記簿上の所在及び地番であり、住居表示と一致するとは限りません。

「現況地積」で課税されています。

本則課税標準額は下の説明をご覧ください。

軽減額等(4)を差し引いた相当税額を表示しています。

ココを確認します

土地を共有で持たれている人は、自分の持分割合<sup>1</sup>を確認する必要がありますが、固定資産税の納税通知書には記載されていません。もし、持分割合がわからなくなってしまった場合には、法務局で不動産登記簿謄本を取得すれば確認できます(図表3)。不動産登記簿謄本は誰でも簡単に取得できます。固定資産税の納税通知書を持って、最寄りの法務局に行ってみましょう。

<sup>1</sup> 持分とは、その不動産の権利の割合のことをいいます。例えば、夫が5000万、妻が5000万をだして1億円の不動産を買ったなら、その不動産の持分は、通常、夫2分の1・妻2分の1となります。

(図表3) 登記簿謄本サンプル

表題部 (土地の表示)		調製	不動態番号
東京特別区南都町一丁目101		[表示]	0000000000000
地図番号	筆界特定		
所在地 特別区南都町一丁目 [表示]			
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 辻 藤五郎

< 共有の場合の記載例 >

共有者  
住所 ××××

持分 ●分の●

氏名 ××××

住所 △△△△

持分 ▲分の▲

氏名 ▲▲▲▲

これで土地の面積と持分割合は確認方法がわかりました。

次に用意するのは、路線価図です。

インターネットで「路線価」と検索し、国税庁のホームページ<sup>2)</sup>を開くと、日本地図ができます(図表4)。地図から調べたい土地の路線価図を探します(図表5)。

(図表4) 路線価-国税庁ホームページ

3 路線価図・評価倍率表

このページの使い方 | サイトマップ | 請求事項 | お問い合わせ | 問合せ

令和3年分(最新)	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分	平成28年分	平成27年分
-----------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

令和3年分(最新) 評価倍率表

この対応する年分を選択してください。  
 ・確定申告(令和3年分)の申告書作成時に必要な年分を選択してください。  
 ・令和3年10月1日現在の路線価図が必要な場合は、このページをご覧ください。  
 ・路線価図の更新情報  
 路線価図の更新情報については、「更新情報」のページをご覧ください。

**お知らせ**

- 令和3年分(最新)の路線価図(令和3年10月1日現在)が公開されました。
- 令和2年分(最新)の路線価図(令和2年10月1日現在)が公開されました。
- 令和元年分(最新)の路線価図(令和元年10月1日現在)が公開されました。
- 平成30年分(最新)の路線価図(平成30年10月1日現在)が公開されました。
- 平成29年分(最新)の路線価図(平成29年10月1日現在)が公開されました。
- 平成28年分(最新)の路線価図(平成28年10月1日現在)が公開されました。
- 平成27年分(最新)の路線価図(平成27年10月1日現在)が公開されました。

路線価図を選択してください。

札幌国税局	北海道					
仙台国税局	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
関東甲信越国税局	茨城県	栃木県	群馬県	長野県	埼玉県	千葉県
関東甲信越国税局	東京都	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都
中部国税局	富山県	石川県	福井県			
名古屋国税局	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県		
大阪国税局	大阪府	奈良県	和歌山県	兵庫県		
広島国税局	広島県	岡山県	高知県	山口県		
九州国税局	福岡県	佐賀県	熊本県	鹿児島県		
沖縄国税事務所	沖縄県					

<sup>2)</sup> <https://www.rosenka.nta.go.jp/>

(図表5) 路線価図



この地図の道路一本一本を見てみると、数字とアルファベットが書いてあります。

例えば、「230D」と書いてあるのはどういう意味かという、「この道路に面している土地は、1平方メートル(m<sup>2</sup>)あたり23万円ですよ」という意味になります。230の単位は千円です。

アルファベットのA~Gは借地権割合を表します。これは賃貸アパートが建っている土地(貸家建付地といいます)や借地権が設定されている土地などを評価する時に使います。

これで路線価の確認方法もわかりました。

先ほど、固定資産税の納税通知書や不動産登記簿謄本で、面積は150m<sup>2</sup>と確認しました。あとは、面積と路線価の2つを掛け算すればいいだけです。

面積150m<sup>2</sup> × 路線価230千円 = 34,500千円(=3,450万円)

いかがでしょうか。大体の目安を知るためであれば、面積×路線価でも十分です。まずはこの方法で、ご自分の土地の相続税評価額を計算してみましょう。

ただ、実際には、借地権がある場合、土地の形が悪い場合、広すぎる土地の場合などは、減額を受けることができます。ここは判断がとても難しいので、より正確な相続税評価額を知りたいという方は、相続税に詳しい税理士さんなどに一度計算をお願いしてみましょう。

また、路線価が書かれていない地域もあります。この場合は、該当する市区町村の

倍率評価表(図表6)というものを使って計算します。相続税評価額は、「固定資産税評価額×倍率」で計算できます。固定資産税評価額は、固定資産税の納税通知書(図表7)で確認できます。計算自体は簡単ですので計算してみましょう。

(図表6) 倍率評価表

令和 3年分 倍 率 表 1頁

市区町村名：千葉市中央区

音順 町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ 赤井町	市街化調整区域									
	1 主要地方道20号線(千葉大綱線・大綱街道)沿い	50	1.3	中	19中	34中	45中	45		
	2 上記以外で宅地の固定資産税評価額1㎡当たり40千円以上の地域	50	1.2	中	13中	19中	22中	26		
	3 上記以外の地域	50	1.4	中	13中	19中	22中	26		
	市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	比準		
お 大森町	市街化調整区域	50	1.4	中	16中	24中	22中	16		
	市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	比準		

(図表7) 固定資産税の納税通知書～固定資産税評価額の確認

土地		価格とは評価額のことです。共用土地の場合は、一筆全体の価格を表示しています。		固定課税標準額、都計課税標準額にそれぞれの税率を掛けます。		
土地の所在	登記地目	登記地積 <sup>㎡</sup>	価格 <sup>円</sup>	固定前年度課税等 <sup>円</sup>	都計前年度課税等 <sup>円</sup>	
	現況地目	現況地積 <sup>㎡</sup>	固定本則課税標準額 <sup>円</sup>	固定課税標準額 <sup>円</sup>	都計課税標準額 <sup>円</sup>	
〇〇〇町二丁目1番1	非課税地目	非課税地積 <sup>㎡</sup>	都計本則課税標準額 <sup>円</sup>	固定資産税(相当)額 <sup>円</sup>	都市計画税(相当)額 <sup>円</sup>	
	宅地	150.00	45,000,000	6,750,000	14,700,000	
	宅地	150.00	7,500,000	6,750,000	14,700,000	
			15,000,000	94,500	22,050	

登記簿上の所在及び地番であり、住居表示と一致するとは限りません。

「現況地積」で課税されています。

本則課税標準額は下の説明をご覧ください

ココを確認します

### 3. 土地の「時価」は3種類

路線価は別名、相続税路線価とも呼ばれ、相続税や贈与税を計算する際に使うということは前述のとおりです。路線価で計算した時価を、相続税評価額といいます。

似たような評価額で、固定資産税評価額と呼ばれるものも存在します。これも名前の通り、固定資産税を計算する時に使われる時価です。

そして、実際に売買が成立する金額、これが本当の意味での時価です。本当の意味での時価とは、まったくの他人同士で売買が成立する金額です。売る人からすればできるだけ高く売りたい、買う人からすればできるだけ安く買いたい、この2つの気持ちがバランスする金額が、本当の意味での時価になります。まったくの他人同士というのがポイントです。これがもし親子の間だったりすれば、身内ゆえどちらかが譲歩することも考えられます。これは時価とは呼ばないのです。「これが赤の他人だったとしても同じ金額で売っていますか？」と質問された時に、迷いなく「はい」と言えないと、時価とは認めてもらえないのです。

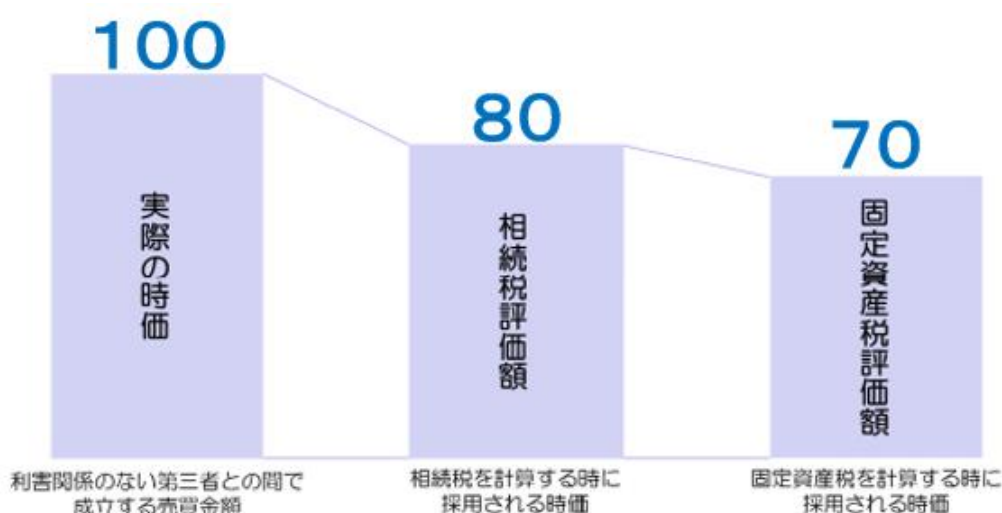
このように、土地の時価には、①実際の時価、②相続税評価額、③固定資産税評価額という3種類の時価<sup>3</sup>が存在します。

そして、実はこの3種類の時価には、高いものと安いものがあります。

一番高いのは、実際の時価です。二番目に高いのは相続税評価額、最も低いのは固定資産税評価額です。

どのくらい変わるかというと、例えば実際の時価が100だとすると、相続税評価額は80、固定資産税評価額は70になります(図表8)。この関係を利用すれば、①~③のいずれか一つの金額さえわかれば、他の2つも簡単に計算できてしまうのです。

(図表8) 土地の3種類の時価の関係



(出所)円満相続税理士法人「土地の相続税評価額の計算を日本一わかりやすく解説しました」

<sup>3</sup> これに公示価格、基準地標準価格を加えて、土地は「一物五価」であるということもあります。

例えば、固定資産税評価額が7,000万円の土地があったとします。

固定資産税評価額が7,000万円ということは、実際の売却価格は1億円程度と予測できます(7,000万円 $\div$ 70 $\times$ 100=1億円)。また、相続税評価額は8,000万円だとわかります(7,000万円 $\div$ 70 $\times$ 80=8,000万円)。

ただし、実際に売買される金額は、このような計算方法で算定した金額と乖離するケースが多いです。しかし、おおよその目安を把握する目的であれば、このような簡単な計算でも良いと思います。

#### 4. 実際の時価と相続税評価額との差に着目した相続税対策

先ほど(図表8)でも解説しましたが、相続税評価額は実際の時価よりも低く設定されています。何故このようにしているかという、不動産を現金に換えるためには多くの時間とエネルギーが必要です。こういった資産までも、現金などと同じように評価するのは、納税者に不利であるという趣旨で、低く設定されているのです。

アパートを建てる時相続税対策になるというのは、不動産の実際の時価と相続税評価額の差を利用し、相続税評価額を引き下げることにより、相続税を節税する効果があるからなのです。

例えば、1億円で土地を購入し、その土地にアパートを建てたとします。

土地を購入する前は、預金で1億円を持っていました。まず、土地を購入した時点で、土地の評価額は実際の時価の80%になるので、8,000万円の評価額となります。

さらに、アパートなど賃貸物件が建っている土地(貸家建付地)については、そこから約20%の割引を受けることができます。そのため、評価額は6,400万円になります(8,000万円 $\times$ 80%=6,400万円)。

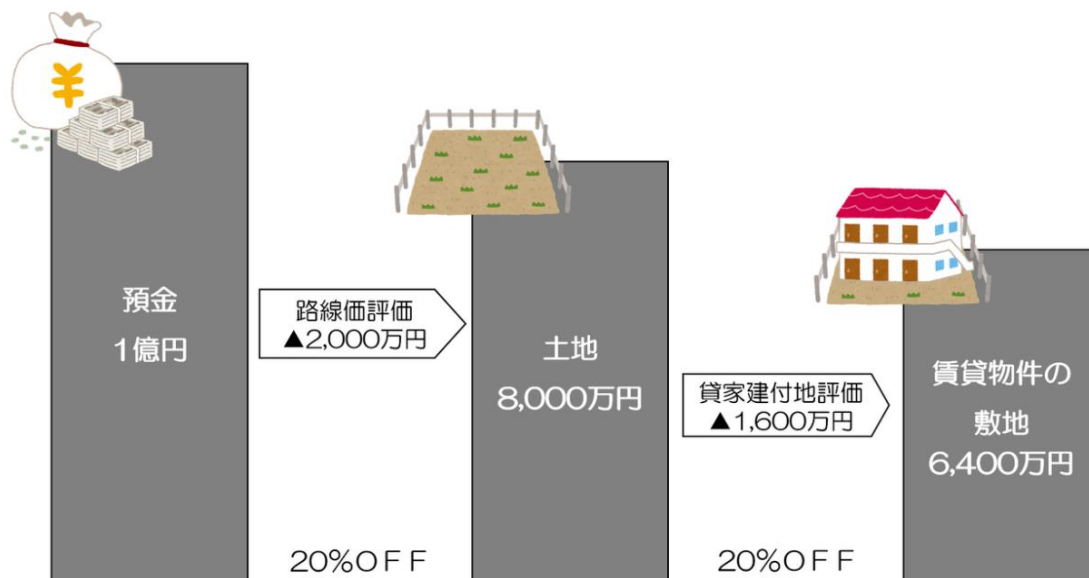
なぜ、アパートの敷地などは約20%の割引が受けられるかという、自分が自宅として使っている土地と比べ、アパートの敷地は売却したりアパートを取り壊したりするのに、入居者がいる分多くの制約が付きまします。その分を評価に織り込んであげようという趣旨です。

このように、1億円で買った土地が、アパートを建てる時、評価額が何と6,400万円となり、預金の時に比べ▲3,600万円も相続税評価額が下がります。

相続税は、相続税評価額 $\times$ 税率で計算するため、相続税評価額が下がることは、相続税の節税に直接繋がるのです。(図表9)



(図表9) 預金から不動産への組み換えによる相続税評価額の変化



(出所)円満相続税理士法人「土地の相続税評価額の計算を日本一わかりやすく解説しました」

そして、ここからさらに、この土地を相続した人が賃貸経営を継続するのであれば、200㎡まで50%引きにしてもらえる小規模宅地等の特例という制度があります。これが使えれば、評価額を6,400万円から3,200万円まで下げることができます。元々1億円だった評価額が、何と▲6,800万円も下がります(1億円-3,200万円=6,800万円)。

ただし、メリットばかりではなく、空室リスクや老朽化などデメリットもあります。許容できるデメリットかどうか確認したうえで、実行することが肝要です。

## 5. おわりに

今回は、7月1日に公表された路線価の最新動向と使い方について解説しました。

固定資産税の納税通知書がお手元に届き、路線価が公表されるこの時期は、相続税対策を考える絶好の機会です。お盆休みなど家族が集まる機会があれば、相続のこともお話してみてもはいかがでしょうか。

来年以降、相続税や贈与税の在り方が大きく変わるかもしれません。アパートのような収益を継続して生み出す資産の相続税対策にも影響するであろうと言われていいます。詳しくは情報収集・分析ができ次第、いち早くお伝えしたいと思います。

### 参考資料

- ・国税庁 各国税局 報道発表資料

札幌国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/release/r03/rosenka/index.htm>

仙台国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/release/r3/rosenka/index.htm>

関東甲信越国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/release/data/r03/rosenka/index.htm>

東京国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/release/r03/rosenka/index.htm>

金沢国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/release/r03/rosenka/index.htm>

名古屋国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/release/r03/rosenka/index.htm>

大阪国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/release/r03/rosenka/index.htm>

広島国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/release/r03/rosenka/index.htm>

高松国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/release/r3/rosenka/index.htm>

福岡国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/release/r03/rosenka/index.htm>

熊本国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/release/r03/rosenka/index.htm>

沖縄国税事務所

<https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/release/r03/rosenka/index.htm>

- ・円満相続税理士法人 「土地の相続税評価額の計算を日本一わかりやすく解説しました」

<https://osd-souzoku.jp/tochihyouka/>

＜本件に関する問い合わせ＞  
トーヨー建設 資産運用アドバイザー  
竹内 寛  
電話:03-5694-1321  
[takeuchi@toyo-group.com](mailto:takeuchi@toyo-group.com)

### 本資料について

- 本資料は、経済情勢、市況などの投資環境に関する参考情報の提供を目的とするものであり、投資勧誘等を目的としたものでもありません。
- 本資料に掲載された内容は、発行時点における投資環境やこれに関する見解や予測を紹介するものであり、内容は変更や修正されることがありますが、変更等の報告する義務を負わないものといたします。
- 本資料に記載された情報は、信頼できるとされる情報に基づいて作成していますが、その正確性や安全性、信頼性、客観性等を保証に対する責任は負いません。
- 本資料はお客様に対して法律・税務・会計上の取扱を助言、推奨もしくは保証するものではありません。
- 本資料に掲載した記事の無断複製・無断転載を禁じます。

### トーヨー建設について



総合建設会社として、マンション・店舗・商業施設・福祉教育施設等の用地紹介から提案、設計、施工監理、完成後のアフターメンテナンスまでワンストップソリューションでサービスを提供しております。また、長年培った技術力を活かし EPC 事業者としてプラント建設もおこなっています。さらに、ベトナムに現地法人を設立し、海外における建設やエネルギーに関するニーズにお応えしております。

トーヨーグループとして“多様な事業とそのシナジーで新しい価値を創造し、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する”を合言葉に、50年後、100年後を視野に入れた社会貢献と企業価値の向上を目指しています。

今後も当社のノウハウを最大限に活かし、地域や社会に貢献できるよう取り組んでまいります。